

第5回臨時会

令和元年11月29日開会

令和元年11月29日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和元年年第5回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年11月29日（金曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
- 第 3 議案第38号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第39号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第41号 令和元年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第42号 令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第43号 令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第44号 令和元年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（9名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|----|----|----|---|
| 2番 | 鬼塚 | 茂 | 君 | 3番 | 瓜田 | 新一 | 君 |
| 4番 | 森 | 浩 | 君 | 5番 | 高橋 | 隆文 | 君 |
| 6番 | 工藤 | 孝一 | 君 | 7番 | 佐藤 | 智 | 君 |
| 8番 | 更科 | 浩司 | 君 | 9番 | 木戸 | 寛治 | 君 |
| 10番 | 坂田 | 秀昭 | 君 | | | | |

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

| | |
|-------------|-------|
| 小清水町長 | 久保弘志君 |
| 小清水町教育長 | 加藤友幸君 |
| 小清水町選挙管理委員長 | 吉田正貴君 |
| 小清水町代表監査委員 | 重成一男君 |

○委任を受け出席した者

| | |
|-----------|--------|
| 副町長 | 鈴木祐之君 |
| 総務課長 | 服部隆文君 |
| 出納室長 | 金原武浩君 |
| 企画財政課長 | 村上信二君 |
| 町民生活課長 | 畔木雅之君 |
| 保健福祉課長 | 斉藤高広君 |
| 産業課長 | 細川正彦君 |
| 建設課長 | 荒木和正君 |
| 子育て支援課長 | 組野麻記君 |
| 生涯学習課長 | 中野也寸志君 |
| 農業委員会事務局長 | 細川正彦君 |
| 監査委員事務局長 | 権藤結君 |

○本会議に従事した者

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 権藤結君 |
|--------|------|

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和元年第5回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
2番 鬼塚 茂 議員 9番 木戸 寛治 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長、はい4番。

○4番（森浩君）はい、4番。議会運営委員会の審査報告をいたします。

第5回臨時会を開催するにあたり、本日議会運営委員会を開き、本日開会の臨時会の会期等について協議をいたしました。

本臨時会の提出議案件数、議案の内容から判断いたしまして本臨時会の会期は本日1日とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は9名でございます。1番槻間善高議員より欠席届が提出されております。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

教育委員会から「平成30年度教育委員会の活動状況の点検及び評価等に関する報告」を受理いたしましたので、その写しを配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）臨時町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

厳しい寒さの訪れとともに、いよいよ12月を迎えようとしております。早いもので今年も残すところ1ヵ月となり、師走の慌ただしさを感じる季節となっております。

そうした本日、令和元年小清水町議会第5回臨時会を招集させていただきましたところ、議員

の皆さまには、何かとご多用の時期にもかかわらずご応召を賜り、ここに開会できますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、はじめに、条例改正は、令和元年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など3件。補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費のほか、9月補正予算編成以降の諸事情により、必要が生じた事務・事業経費の追加などを主な内容とする各会計補正予算4件、合わせ7件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます、本臨時町議会開会にあたっての挨拶といたします。

◎議案第38号 乃至 議案第40号

○議長（坂田秀昭君） 日程第3、議案第38号ないし日程第5、議案第40号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます、服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）

ただいま上程されました、議案第38号ないし議案第40号について、一括してご説明申し上げます。

内容につきましては、人事院勧告に準ずる給与等の改定に伴う関係条例の改正でございます。

議案の2ページから、また、別途お配りしております資料「令和元年人事院勧告に関する条例改正概要」及び新旧対照表をご覧ください。

資料の1でございますが「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正」及び2の「小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正」につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので、年間の支給月数を現行の4.45ヵ月から0.05ヵ月分を引き上げ、4.5ヵ月とする内容となっております。

本改正につきましては、本年度においては、6月手当がすでに支給されておりますことから12月手当に0.05ヵ月分を上乗せした2.275ヵ月分といたしまして、令和2年度以降につきましては、6月及び12月とも2.25ヵ月とするものでございます。

つぎに、3の「職員の給与に関する条例の改正」でございますが、(1)給料表の改定につきましては、平均で0.1%の引き上げとなりまして、初任給及び若年層の格差に配慮し、1級の初任給の例では、高卒で2,000円、大卒で1,500円を引き上げ、30歳台なかばまでの号俸について、それぞれ引き上げる内容となっております。

(2)の期末勤勉手当の改定でございますが、一般職員についても、特別職と同様、勤勉手当の支給率を6月と12月合わせて0.05ヶ月分引き上げることとするものでございます。

施行期日につきまして、本年度分の期末勤勉手当及び給料表の改定は公布の日から施行し、給料表の改定は令和元年4月1日からの適用としております。また、改定後の期末勤勉手当につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
はじめに議案第38号、採決いたします。
原案のとおり、決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。
つぎに、議案第39号、採決いたします。
原案のとおり、決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。
つぎに、議案第40号、採決いたします。
原案のとおり、決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号 乃至 議案第44号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第41号ないし日程第9、議案第44号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第三号）について、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第三号）について、令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第二号）について、令和元年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）についてを一括して議題といたします
説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただ今一括上程されました議案第41号ないし議案第44号、令和元年度小清水町各会計補正予算、はじめに議案第41号令和元年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15,027千円を追加し、予算の総額を5,480,428千円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、各歳出科目における補正予算計上額のうち、令和元年人事院勧告に伴う人件費の補正につきましては、後ほど、総務課長より給与費明細書にて説明がありますので、私の方からは人件費以外の補正額についてのみ説明させていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに17ページになります。

2款 総務費、1項 総務管理費 1目 一般管理費、13節 委託料で、今後の複合庁舎設計業者選定プロポーザル並びに基本設計に先んじまして、建設予定敷地の現況測量及びボーリング調査に係る費用といたしまして、複合庁舎建設地敷地調査・地質調査業務委託料5,665千円追加。

4目 財産管理費、15節 工事請負費で、光ケーブル設備等の支障移転工事について、年度内執行に不足が見込まれることから情報通信基盤設備工事請負費6,289千円追加。

次のページになります。

3款 民生費は、1項 社会福祉費、8目 介護保険対策費、28節 繰出金で、介護保険特別会計支弁職員の人事院勧告に基づく給与改定及び時間外手当増分に係る介護保険特別会計繰出金335千円追加。

次のページになります。

9款 消防費は、1項 消防費、1目 消防組合費、19節 負担金補助及び交付金で、人事院勧告に基づく給与改定増及び本部費人件費精査といたしまして、斜里地区消防組合負担金89千円追加。

次のページになります。

10款 教育費は、6項 保健体育費、2目 体育施設費、13節 委託料で、多目的運動公園総合管理棟の完成を受け、建物周辺の水処理対策と屋外体育施設利用者の駐車場整備の早期着手のため、周辺整備事業実施設計業務委託料1, 298千円追加計上するものでございます。

続きまして歳入予算ですが、14ページにお戻り下さい。

18款 繰越金は、財源調整分といたしまして15, 027千円追加計上をするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）服部総務課長

○総務課長（服部隆文君）給与費明細書についてご説明いたします。

議案書21ページでございます。

特別職でございますが、表の下段、比較の欄が今回の補正の内訳でございますが、人事院勧告に準ずる期末手当の改定によるものでございまして、期末手当で213千円の増加となっております。

次のページ、一般職につきましては、(1)総括の比較の欄でございますが、給料が4,256千円の減少、職員手当が4,527千円の増加、共済費が643千円の減少で、合計372千円の減少となっております。内訳につきましては、下段の表に職員手当の内訳、次のページに増減額の明細がありますのでご覧ください。

給料ですが、人事院勧告による給与改定として500千円の増加、また、職員の退職及び育休による減少に、新規採用や異動による増加分を調整いたしまして、4,256千円の減少となっております。

職員手当につきましては、給与改定に伴う期末勤勉手当が1,493千円の増加、その他の増減分として、退職、採用、昇進などの調整のほか、不足が生じる見込みである時間外手当の増加分を加え、総額で4,527千円の増加となっております。

参考ですが、人事院勧告に伴う補正額につきましては、特別職と一般職及びこのあとご提案いたします特別会計も含めると、総額で2,293千円の増加となっております。

なお、特別会計の給与費明細書につきましては、一般会計と同様に人事院勧告による増加分、及び時間外手当の調整分でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）続きまして、議案第42号、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書25ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、サービス事業勘定において335千円を追加し、サービス事業勘定の予算総額を21,914千円とするものでございます。

32ページをお開き願います。

歳出予算の補正ですが、1款1項 居宅介護支援事業費におきまして、令和元年人事院勧告等に伴います、居宅介護支援事業所一般職2名に係る職員手当等、及び共済費の人件費総額で335千円を追加計上し、30ページに戻りまして、歳入予算ではその財源としまして、2款1項 一般会計繰入金において、同額の335千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）続きまして、議案第43号 令和元年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の36ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18千円を追加し、予算の総額を146,222千円とするものでございます。

議案の41ページをお開き願います。

歳出予算の補正でございますが、人事院勧告等給与改定に伴いまして1款総務費 1項2目一般管理費において、職員手当等において期末勤勉手当で18千円追加計上し39ページに戻りまして、歳入予算ではその財源調整としまして、5款繰越金において同額の18千円を追加計上するものでございます。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第44号 令和元年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案の45ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ32千円を追加し、予算の総額を130,191千円とするものでございます。

議案の50ページをお開き願います。

本補正予算も、人事院勧告等給与改定に伴う人件費の追加でございますが、1款総務費1項1目一般管理費において、給与、職員手当等、市町村退職手当負担金人件費等総額で32千円追加計上し、48ページに戻りまして、歳入予算では、その財源調整としまして、5款繰越金において同額の32千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに議案第41号質疑を受けます。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第42号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第42号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご意義ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。
つぎに、議案第43号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。
議案第43号採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。
つぎに、議案第44号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。
議案第44号採決いたします。

原案のとおり、決するにご意義ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご意義ないものと認めます。
よって、議案第44号原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和元年第5回町議会臨時会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午前9時55分)